

◆◆◆平成21年度の協働のまちづくり推進に向けた体制◆◆◆

田子町協働のまちづくり会議

協働のまちづくりを推進するため、町民等の委員20名以内で構成されています。協働のまちづくりの普及啓発や地域等との懇談会などに取り組んでいます。



▲田子町協働のまちづくり会議
全体会議（平成21年7月28日）



田子町協働のまちづくり推進会議

全庁的な取り組みを進めるため、課長会議の構成員で組織されます。なお、下部にグループリーダー等で構成する推進委員会を設け、指針及びマニュアルの調査・検討を進めていきます。

また、条例に基づく各種制度の調査、研究、協議を行います。

田子町協働のまちづくり条例 全体の構造

前文

- ・地勢等
- ・あるべき姿
- ・条例制定の意義

第1章 総則

- ・条例の目的（第1条）
- ・用語の定義（第2条）

第2章 基本理念

- ・基本理念（第3条）

第3章 権利と責務

- ・町民の権利及び責務（第4条）
- ・事業者の責務（第5条）
- ・町の責務（第6条）
- ・町長の責務（第7条）
- ・議会の責務（第8条）

第4章 情報共有の原則

- ・情報共有（第9条）
- ・情報共有のための推進（第10条）
- ・附属機関等の委員の公募（第11条）
- ・住民投票（第12条）

第5章 参加と協働の推進

- ・参加と協働の原則（第13条）
- ・地域コミュニティ活動の推進（第14条）
- ・推進体制（第15条）

第6章 評価制度

- ・評価制度（第16条）

第7章 条例の位置付け

- ・条例の位置付け（第17条）

第8章 雑則

- ・条例の見直し（第18条）
- ・委任事項（第19条）

新しい田子の姿を目指して

条例ができたからといっても目に見える形で町は変わらないかもしれません。しかし、条例の考え方に基づいて共に考え、行動することで、よりよいまちづくりを進めることができます。

協働のまちづくりはまだ始まったばかりです。みんなでそれぞれ力を出し合いながらこの町をつくっていきましょう。



田子町総務課

〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81
TEL.0179-32-3111（代） 内線211・232
FAX.0179-32-4294
E-mail: takko0104a@net.pref.aomori.jp

平成22年4月1日から
「協働のまちづくり条例」がスタートします

わたしたちのまちを わたしたちの手で

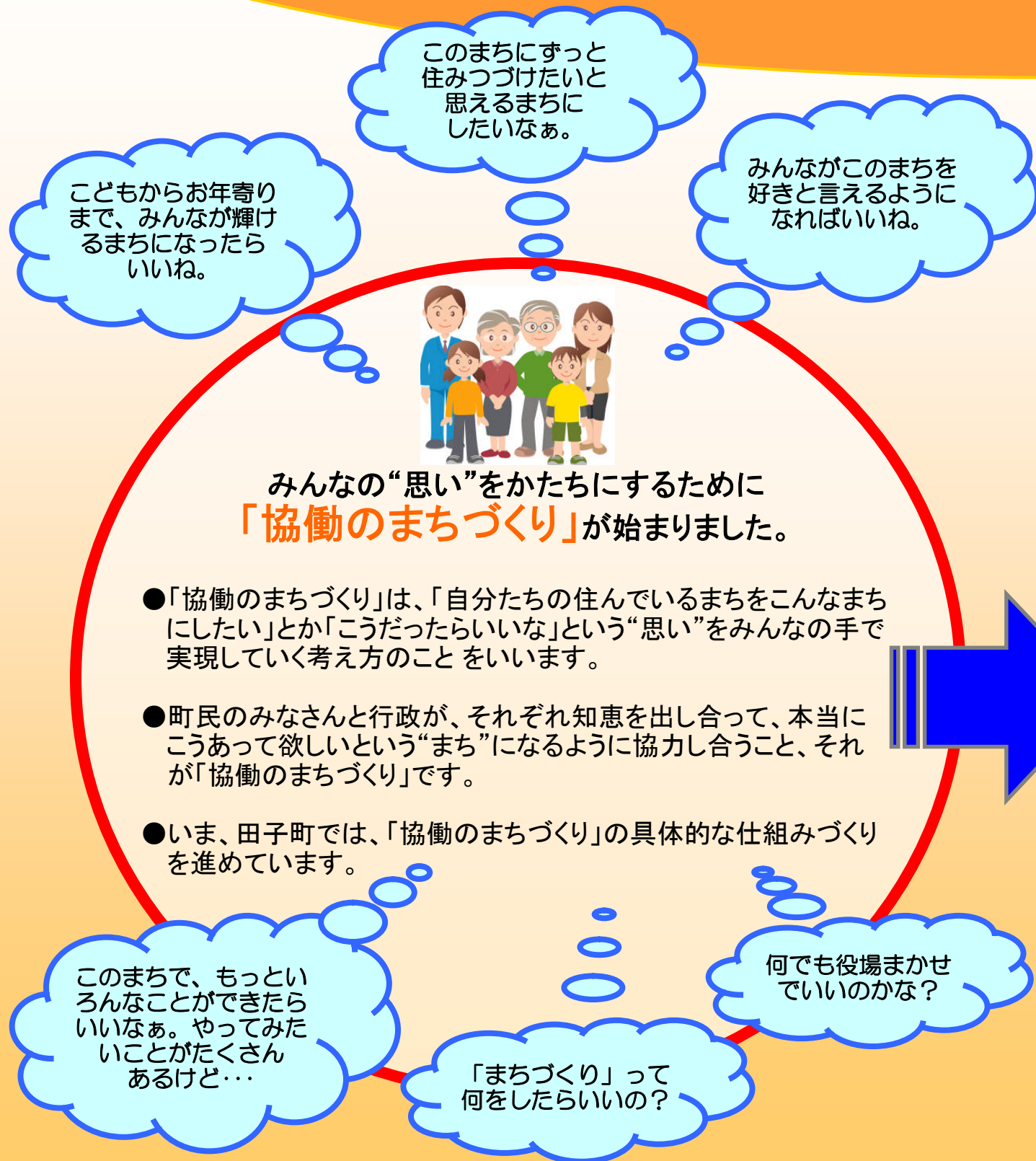
協働のまちづくりを進めよう



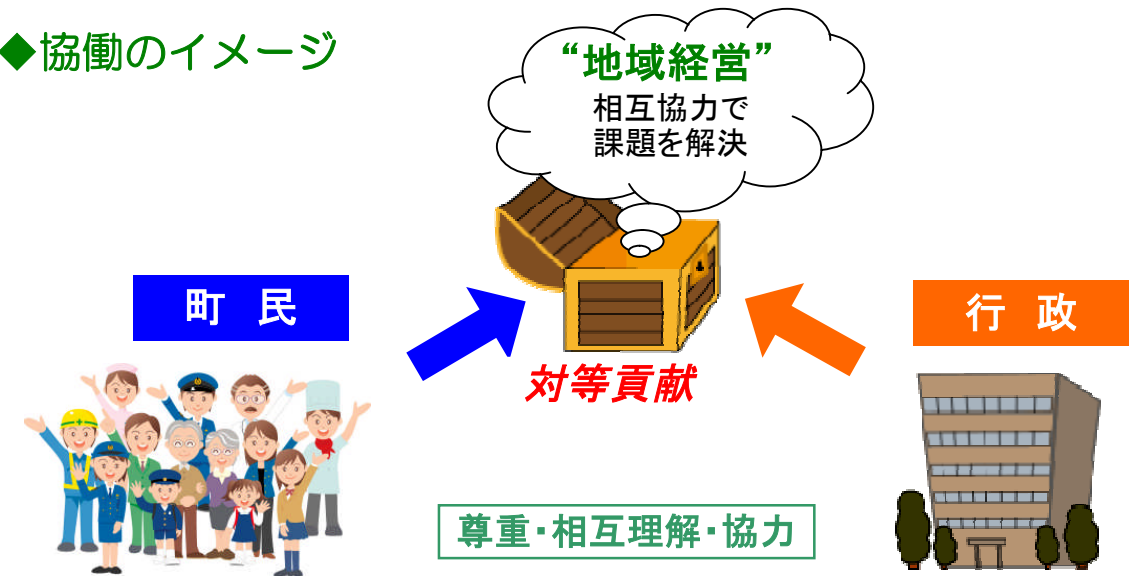
田子町

自分たちの手で暮らしやすい魅力的なまちをつくらう

わたしたちの暮らす田子町が、これからも個性豊かな魅力あふれるまちであるために、みんなが地域のことに関心を持ち、まちづくりに参加しよう。



◆協働のイメージ



地域の課題解決や魅力あふれる町をつくりあげていくためには、町民の皆さんと行政が対等なパートナーとして、共に考え、協力し合うことが必要です。
これまでのように町民の皆さんが行政に要望し、行政が必要なサービスを提供するという関係ではなく、町民と行政がそれぞれの知恵と役割を共有しあうことにより課題解決に向けた対応ができるようになります。

◆田子町協働のまちづくり条例

「まちづくりの主役は町民である」という考え方のもと、町民の皆さんと行政が協力し合いながら、みんなの手でまちづくりを進めるための基本ルールとして、「田子町協働のまちづくり条例」が平成21年6月に制定されました。
この条例は、まちづくりの基本的な考え方を定め、町民、事業者、行政及び議会の役割と町政運営のあり方を明らかにするとともに、協働の推進に必要なことなどが定められています。
平成22年4月の施行に向けて、町民の皆さんに十分理解され、活用されていくよう取り組みを進めていきます。